

## 認知症対応病院個別指導事業実施要綱

### 1 趣旨

在宅医療における認知症対応の後方支援として、緊急時に必要な医療と適切なケアを受けることができるよう一般病院における認知症サポートチーム設置等による受け入れ体制づくりに取り組むため必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、愛知県及び名古屋市とする。ただし、実施主体は、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

### 3 事業内容

#### (1) 病院実地指導

専門家による体制づくりの方法を直接指導、各病院の実情に合わせた助言をする。

ア 対象病院：認知症患者が他疾患により入院することが想定される一般病院

イ 指導者：先進的取組を行う病院の職員（医師、看護師、医療SW等）

ウ 指導内容：

- ・ 医師・看護師、医療SW等多職種による「認知症サポートチーム」の設置
- ・ 認知症の行動・心理症状（BPSD）の院内対応マニュアルの作成
- ・ 認知症患者への適切な対応（せん妄症状への対応や環境整備等）
- ・ 退院に向けて在宅医療の担い手である関係機関との連携
- ・ 事例検討会の開催方法指導、院内対応マニュアルの見直し指導
- ・ 認知症ケアチームラウンドの実習

#### (2) 認知症対応病院ピアレビュー

各病院の認知症ケアに関する取組について、病院間で相互に業務評価を行う。

ア 対象病院：病院実地指導を受け、認知症サポートチームを設置している病院。

イ 実施内容：

2病院が1組となり、各病院の認知症サポートチームの活動について、ヒアリングや意見交換等を通して、相互に業務評価を行う。

#### (3) 認知症対応病院活動促進事業

病院実地指導を受けた病院や認知症対応病院ピアレビューを実施した病院の活動報告、病院相互の情報交換及び活動に関する検討等を行い、地域医療機関との連携を促進する。

対象病院：病院実地指導を受けた病院、認知症対応病院ピアレビューを実施した病院、認知症疾患医療センター、地域医療機関等

#### 附 則

この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年9月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。